

○国土交通省告示第五百六十六号

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第九十八号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の二の三第二項第一号の規定に基づき、確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する告示

（確認審査等に関する指針の一部改正）

1 確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第</p>	<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第</p>

八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 二の三（略）
三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

四 六（略）
3・4（略）
5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 二（略）
三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

四（略）
第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 三（略）
四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

3（略）
五 七（略）

八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 二の三（略）
三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。

四 六（略）
3・4（略）
5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 二（略）
三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で行うこと。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

四（略）
第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 三（略）
四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。

3（略）
五 七（略）

4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一～四 (略)

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又は口のいずれかに掲げるときは、それぞれイ又は口に定めるところとし、法第六条の三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六・七 (略)

2 (申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部改正)
申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千六百四十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たつて行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。		第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たつて行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。	
(イ)	(略)	(イ)	(略)
(ロ)	重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の实地確認	(ロ)	重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の实地確認
	指定建築材料について認定を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。）		指定建築材料について認定を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。）
	一 (略)		一 (略)
	二 次のイ又はロに掲げる認証を受けた場合であつて、当該認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類		二 次のイ又はロに掲げる認証を受けた場合であつて、当該認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類
	四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）		四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一～四 (略)

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又は口のいずれかに掲げるときは、それぞれイ又は口に定めるところとし、法第六条の三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で行うこと。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で行うこと。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六・七 (略)

2 (申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部改正)
申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千六百四十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たつて行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。		第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たつて行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。	
(イ)	(略)	(イ)	(略)
(ロ)	重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の实地確認	(ロ)	重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の实地確認
	指定建築材料について認定を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。）		指定建築材料について認定を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。）
	一 (略)		一 (略)
	二 次のイ又はロに掲げる認証を受けた場合であつて、当該認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類		二 次のイ又はロに掲げる認証を受けた場合であつて、当該認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類
	四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた額を加算した額）		四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた額を加算した額）

この告示は、令和三年一月一日から施行する。

2 (略)	(三)・(四)	(略)	<p>(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)によつて、平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項第二号から第六号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合</p> <p>イ・ロ (略)</p>
2 (略)	(三)・(四)	(略)	<p>よつて、平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項第二号から第六号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合</p> <p>イ・ロ (略)</p>